

告発事案に係る処分結果について

郡山地方広域消防組合郡山消防署予防係
係長 榊枝潤 副主査 阿部美芳



本稿では、**■**本誌2018年6月号の当コーナーで紹介した「当消防本部で防火対象物に対して初めて命令（消防法第5条の3命令を除く。）した事案」が告発に至り、警察による捜査、書類送検、検察審理を経て、令和2年4月に処分が確定したため、その結果等について紹介させていただきます。

なお、事案の覚知から命令までの詳細な内容は、本誌2018年6月号を参照していただき、今回は命令後の内容になることをご了承願います。

告発事案の概要について

当該防火対象物の概要と主な違反事項を、簡単に紹介します。

1 防火対象物の概要

- (1)用途：物品販売店（4）項
- (2)構造・規模：その他構造・地上3階建て
- (3)延べ面積：2,022.43㎡（消防実測）
- (4)消防用設備等
 - ・既設消防用設備等
 - 消火器、自動火災報知設備、誘導灯

- ・未設置違反で命令を発令した消防用設備等
- 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、非常放送設備、避難器具、排煙設備
- ※各階無窓階

(5)名宛人

- ア 所有者A（所在地：東京都）
- イ 占有者B（所在地：福島県）

2 主な違反事項

- (1)防火管理者未選任
- (2)防火管理業務適正執行義務違反
 - 消防計画未変更、訓練未実施、防火対象物点検未実施
- (3)消防用設備等維持管理義務違反
 - ・消火器
 - 耐圧性能試験未実施
 - ・自動火災報知設備
 - 受信機蓄電池容量低下、警戒区域図未設置、感知器一部未警戒及び破損、総合盤一部操作障害、表示灯破損、ベル一部不鳴動
 - ・誘導灯
 - 過半にわたり蓄電池容量低下、一部未設置、

- 一部パネル変色及び破損、不点灯
 - (4)屋内消火栓設備設置義務違反
 - （延べ面積700㎡以上のため）
 - (5)スプリンクラー設備設置義務違反（1階）
 - （1階が無窓階、床面積が1,000㎡以上のため）
 - (6)非常放送設備設置義務違反
 - (7)避難器具設置義務違反
 - (8)排煙設備設置義務違反（1階）
 - （1階が無窓階、床面積が1,000㎡以上のため）
- 当該防火対象物については、平成29年10月13日に消防法に基づく命令を発令しましたが、(1)及び(2)を除いてはその後も違反が是正されなかったことから、告発することとしました。

告発へ向けて

当該防火対象物の命令事項について、最長となる履行期限は平成30年4月12日でした。

履行期限経過後の主な動きについては下表のとおりです。

年月日	内容
平成30年4月13日	違反調査の実施 ・実況見分 ・質問調書(占有者)
平成30年4月16日	催告書の交付
平成30年4月19日	公表通知書交付
平成30年5月7日	公表
平成30年5月8日	質問調書 (所有者の代理人)

当該防火対象物については、電話や文書（各履行期限経過後の催告書交付等）などによる再三の指導を繰り返し行ってきましたが、命令以降も是正の意向を示さず悪質であり、かつ、屋内消火栓設備やスプリンクラー設備のような重要な設備が設置されていないこと、不特定多数の人が使用する建物で火災が発生した際、多数の死者が発生する恐れが高い状況を踏まえると、組織として告発することが最善の策と判断するに至りました。

また、当本部では平成30年4月1日から違反対象物の公表制度が施行され、当該防火対象物

も屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備が未設置となるため公表しております。

命令前から顧問弁護士、警察当局及び市の建築部局に告発を視野に相談や協力を求めておりましたが、命令後はさらに連携体制を強化し、告発の下準備に取り掛かりました。

顧問弁護士に告発の可否を確認したところ、「消防側は法に基づく指導をしているのだから毅然とした態度で臨んで結構」との力強い助言を受け、その後、告発書類の確認をしていただきました。

建築部局と足並みを揃えるため、建築部局としての今後の方針について確認したところ、「現状、是正勧告の段階であるが使用停止命令を挟まなくとも告発は可能である」との回答を受け建築基準法違反での告発も検討しました。

しかし、警察当局から行政指導の経過（指導不足）等の理由で「立件が困難」との回答を得たため、消防法違反での捜査に建築部局が協力して告発をすることとなりました。

警察当局とは、告発書に必要な書類の確認や不足書類（最新の登記簿、犯罪事実として違反調査報告書の写し、電話受信簿など）の追加、消防法令の内容に係る情報提供等、電話連絡や訪問などについて、最も綿密に相談、打ち合わせを行いました。

当然、その間も建物関係者には電話連絡を中心とした指導を継続しましたが、所有者A側の言い分としては、「勝手に増築してお店として使用しているのだから、Bさんがやるべきだ」「消防署から指導される度に、私もBさんに法律を守るよう言っている」「出て行ってもらうしかない」、占有者B側の言い分としては、「経営的にも設備をつけるのは無理でAさんも付ける意思がない」「移転先を探している」「Aさんは建物をずっと使って欲しい、買って欲しいと言っている」との食い違いがあり、お互いの主張は平行線を辿るのみで、最後まで是正は進まない状態であったため、警察当局と協議を進め告発することになりました。

違反是正

告発書の提出

告発に当たり、被告発人及び告発内容を警察部局と検討した結果、所有者には、前記違反事項(4)～(8)の5項目について、占有者には、(3)を加えた前記違反事項(3)～(8)の6項目について、告発することとなりました。

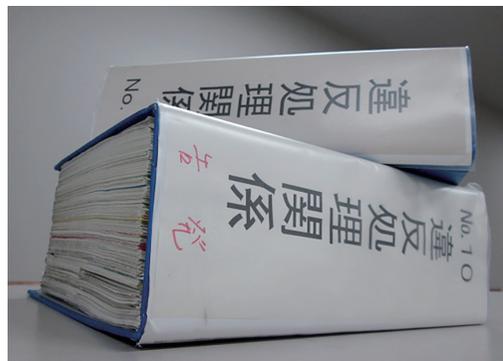
なお、(3)は消防用設備等点検結果報告書に記載された不良内容であり、賃貸借契約書にて「改修に関する費用は占有者の負担」と記されていたため、占有者のみとなりました。

警察当局から2件の事件として取り扱うため、それぞれ告発書を作成、告発書には査察台帳に編さんされている書類一式及び違反処理に関する書類など、1件につき10cmのチューブファイルを1冊使用する程の書類を添付し、平成31年1月15日警察当局へ提出しました。

なお、告発書に添付した書類は次のとおりです。

- 査察台帳に綴られた書類一式
- 違反処理に関する書類一式
- 電話受信簿
- 打ち合わせメモ
- 最新の登記簿関係
- 最新の関係者の住民票及び戸籍謄本
- 消防法解説資料

報道関係への発表については、捜査の関係上、情報漏えいにより証拠物件(当本部から送った書類一式、消防維持台帳など)の破棄や隠ぺいにつながる恐れがあるため、警察当局から指示があるまで、控えるよう助言を受けました。



万が一、証拠物件が破棄された場合、「証拠不十分」として不起訴になる可能性があるため、組織内での情報の取扱いも慎重に行いました。

告発からの主な動きは、下表のとおりです。

年月日	内容
平成31年1月15日	告発書提出
平成31年1月25日	現場見分立ち会い
令和元年5月9日	現地確認 →空室状態、違反是正
令和元年10月7日	警察への各種状況供述 (1回目)
令和元年12月3日	警察への各種状況供述 (2回目)
令和2年3月18日	書類送検
令和2年4月8日	処分通知書受領 →不起訴
令和2年4月14日	不起訴処分理由告知書受領 →起訴猶予

告発後の対応

告発の翌日、警察当局、建築部局、当本部の三者で現場見分について打ち合わせを実施しました。打ち合わせの中で、見分の日程や見分内容及び見分の順番などを確認し、捜査協力として現場見分に立ち会うこととなりました(参考までに、他の告発案件では、第三者として他の消防本部へ捜査協力をすることもあったようです)。

警察当局は、前日に被告発人の関係事務所に捜索差押を実施し、現場見分当日には、県警本部1名、所轄警察署8名、建築部局2名、消防本部の予防課査察係員5名と設備担当の予防係員1名のほか警察当局で依頼した消防用設備業者1名も立ち会い、所有者、占有者に捜査令状を提示し読み上げ、その後、現場見分が行われました。

現場見分では、消火器の場合はウォーキングメジャーによる歩行距離20mの計測や自動火災報知設備の場合は消防用設備業者による点検用資器材を使用した感知器の作動試験など、違反事項を一つひとつ細かく丁寧に確認する様子を

目の当たりにし、今後の我々の現場見分の参考となりました。

また、現場見分のほか、各部局の担当者へ供述調書作成について捜査協力依頼があり、消防では告発に至った経緯、現場見分に基づく違反状況、関係者の対応状況など、2日間で約50ページに及ぶ内容を供述しました。

現場見分の3日後(平成31年1月28日)、警察当局から報道発表の了承を受けて、報道関係へ発表を行い、その2日後(平成31年1月30日)、地元新聞紙2社に記事が掲載されました。

新聞を見た住民、管轄内の防火対象物関係者、建築設計業者、消防設備業者からは「今までの消防とは違う」と多くの反応がありました。

新聞報道後、すぐに占有者から1カ月後に店舗を閉店し、その2～3カ月後に退去する旨の連絡があり、店舗のウェブサイト上にも、閉店のお知らせが掲載されました。

所有者からは、占有者から所有者に宛てた賃貸借契約解除の申出書のコピーが提出されました。

これにより、それぞれに対し店舗が空室状態になったら当本部へ連絡するよう依頼しました。

その後、所有者から占有者がすべて退去したとの連絡を受けて、警察当局、建築部局、当本部の三者で現地確認を行い、建物が空室状態となり、消防法令違反は是正されたことを確認し、当本部の公表制度と命令の対象からも削除するに至りました。

なお、警告からこの時まで、所有者側の法人登記された代表取締役に会うことはなく、代理人である実質経営者の相談役がすべての対応をしていました。

検察送致

告発書提出、警察当局の現場見分、供述調書の捜査協力、店舗の閉店退去を経た令和2年3月18日、警察当局から検察庁へ当日送付した旨の連絡が入り、翌日には地元新聞紙へ「書類送検」の記事が報道されました。

平成28年8月30日に警告書を交付してから、



空き店舗となった建物

約3年6カ月、あとは処分の確定を待つのみとなりました。

処分の確定

送致後、当本部に検事から2回ほどこの事案について、電話で問い合わせがありました。

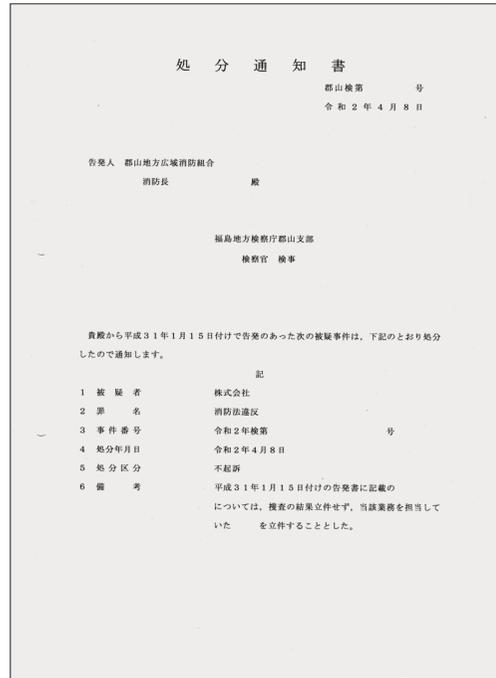
内容としては、「違反を覚知してから、立入検査の期間に空白が生じている理由を教えてください」「命令書を交付した場所はどこですか」との質問でした。

令和2年4月8日、検察庁から2通の処分通知書が届きました。所有者、占有者とも「不起訴」との内容でした。

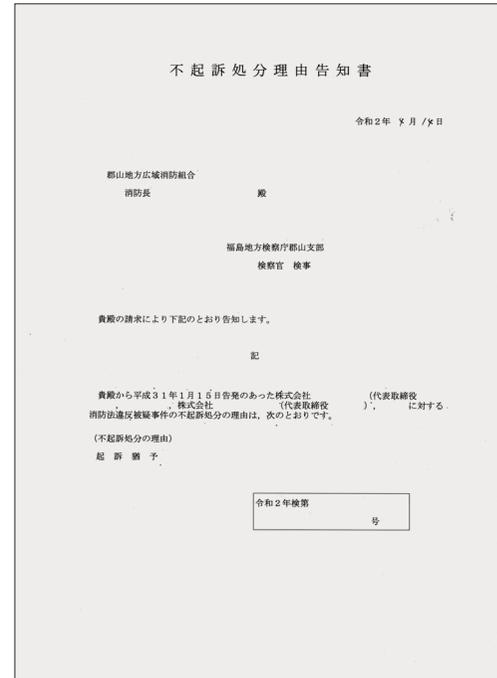
所有者側にあっては、警察による捜査の結果、名ばかりの代表取締役ではなく、相談役を送検することとした旨の記載がされておりました(当本部では代表取締役を告発)。

後日、検察庁へ赴き、不起訴処分告知書の交付を依頼するとともに、詳しい内容について確認することができました。所有者、占有者とも起訴猶予とのことであり、主な理由として、現在は閉店退去し、違反状態が改善されている。また、占有者が経営している県内外の関連他店舗(隣県で警告書交付後履行期限内に是正)の違反状況や捜査に協力的であったことなどから、このような処分になったとのことでした。

また、相談役を送検した理由を警察当局へ確認したところ、「捜査中に代表取締役が変わったこともあり、実質的に経営している者として相談役を送検した」とのことでした。



処分通知書



不起訴処分理由告知書

まとめ(考察)

今回の事案においては、人事異動により途中で担当者が変わったことにより、過去の指導経過を把握することや関係者と一から関係性を築き上げることに苦慮しました。

精励した部分にあっては、早い時期から顧問弁護士や警察当局等に相談しておりましたが、普段なじみの薄い消防の関係法令を警察当局に理解してもらえるよう資料を作成し、丁寧に解説したことがあります。

また、所有者が遠方であったこと、代表取締役に会うことができなかったことなどから、電話受信簿や打ち合わせメモなど相手とのやり取りを細かく記録し、公文書として保存したこと、是正意思がない所有者、占有者に対して、何度も連絡し、告発するまで同じ指導を繰り返し説明したことがあります。

組織として前例のないことに、強い気持ちをもって「とにかくやってみよう！」から始まった今回の事案は、違反処理をしていくなかで、当

消防本部にとって初めてとなることばかりで、わからないことも多く、不安を抱きながら進めてきました。決してスマートにスムーズな違反処理をしてきたのではなく、失敗しながら多様な場面で迷い、時間がかかったごちないものでありました。

しかし、ここに至るまでには、消防関係のみならず、家庭裁判所や検察庁、市の資産税課など、様々な方へ相談し、ご指導をいただくとともに、沢山の方から励ましの言葉をいただきました。

答えが見つからない場面でも、全国の消防職員の方々をはじめ、関係各機関の方々が必ず助けてくれるということを痛感しました。

この場をお借りして感謝申し上げます。最後に、この事案を通して羞恥心を捨て、沢山の方に意見を聞き、多くのことを学びました。

今後は、当消防本部及び各関係機関がワンチームになれた経験を生かし、組織をあげて違反対象物が一件でも減るよう邁進して参りたいと思います。

